総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船	三千万円	○・○○一一八〇〇％
	五千万円	○・○○○八三〇〇％
	一億円	○・○○○五〇五〇％
	二億円	○・○○○三二八五％
	三億円	○・○○○二四一〇％
	四億円	○・○○○一八九〇％
	五億円	○・○○○一五四八％
	六億円	○・○○○一三一五％
	十億円	○・○○○○八一五％
総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	五千万円	○・○○一七一六〇％
	一億円	○・○○一二〇八〇％
	二億円	○・○○○七四六〇％
	三億円	○・○○○五三五〇％
	四億円	○・○○○四二五〇％
	五億円	○・○○○三五〇〇％
	六億円	○・○○○二九九〇％
	十億円	○・○○○一八七〇％
総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	一億円	○・○○二九一九〇％
	二億円	○・○○一六九二〇％
	三億円	○・○○一二三五〇％
	四億円	○・○○○九七四〇％
	五億円	○・○○○八〇二〇％
	六億円	○・○○○六八六〇％
	十億円	○・○○○四三三〇％
	十五億円	○・○○○二九六〇％
総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船	一億円	○・○○三二四五〇％
	二億円	○・○○一七二二〇％
	三億円	○・○○一二三八〇％
	四億円	○・○○○九八〇〇％
	五億円	○・○○○八二九〇％
	六億円	○・○○○七一二〇％
	十億円	○・○○○四四五〇％
	十五億円	○・○○○三〇九〇％
	二十億円	○・○○○二四〇〇％

(二)　特定特約に係る保険期間に係る率

特定特約に係る保険期間	率
一月	二十％
二月	四十％
三月	六十％
四月	八十％
十二月	百％

二　給与特約に係る部分の率

給与特約に係る保険期間の月数に〇・〇一％を乗じて得た率とする。

〇農林水産省告示第百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十六条の三第二項の規定に基づき、同項の危険の程度の区分を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行し、昭和五十八年九月二十八日農林水産省告示第千七百十六号（漁船損害等補償法第百二十六条の六において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づく危険の程度の区分を定める件）は、平成二十九年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

漁船積荷についての次の各号に掲げる事項の組合せにより定まる区分

一　漁船積荷を積載する漁船の従事する漁業の種類

(一)　まぐろはえ縄漁業（浮はえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。）

(二)　さけ・ます漁業（流し網又ははえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業をいう。）

(三)　いか釣り漁業（釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）

(四)　沖合等漁業（流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業、たも網を使用してさばふぐをとることを目的とする漁業、棒受網を使用していわし、さば又はさんまをとることを目的とする漁業、北太平洋の海域において底はえ縄又はさし網を使用する漁業（(一)及び(二)に掲げる漁業を除く。）及び北緯四十五度十分以北の北太平洋の海域においてかごを使用してかに、えび又はつぶをとることを目的とする漁業並びに漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第一号に掲げる沖合底びき網漁業、同項第二号に掲げる以西底びき網漁業、同項第三号に掲げる遠洋底びき網漁業及び同項第四号に掲げる大中型まき網漁業をいう。）

二　漁船積荷を積載する漁船のトン数区分

(一)　総トン数百トン未満の動力漁船

(二)　総トン数百トン以上二百トン未満の動力漁船

(三)　総トン数二百トン以上の動力漁船

三　漁船積荷を積載する漁船の船齢

(一)　満一年未満

(二)　満一年以上満三年未満

(三)　満三年以上満五年未満

(四)　満五年以上満七年未満

(五)　満七年以上満十七年未満

(六)　満十七年以上

四　保険期間

(一)　一年を保険期間とするもの

(二)　漁船積荷を積載する漁船の従事する漁業に係る漁業時期を基準として保険期間を定めるもの（以下「漁期間契約」という。）

(三)　一航海に要する期間を基準として保険期間を定めるもの